

令和 8 年 第 1 回 農業委員会総会

日 時 令和 8 年 1 月 23 日 (金) 午後 3 時 00 分

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 山城 学	代理 玉城 正智	1 番 島袋 輝夫	2 番 金城 義幸
3 番 大本 秀子	4 番 長嶺 栄	5 番 百次 成仁	6 番 久保田 政子
7 番 久保田 隆之	8 番 大城 真由美	9 番 赤嶺 道彦	10 番 山城 弘美

農地利用最適化推進委員

1 番 赤嶺 三枝子	2 番 大城 良計	3 番 玉城 千夏	4 番 伊敷 栄三
5 番 賀数 正	6 番 玉城 淳一	7 番 大城 篤	8 番 金城 宏達
9 番	10 番 仲吉 勝弘	11 番 安谷屋 健治	12 番 上原 洋子
13 番 志茂 政安	14 番 山城 満		

【欠席委員】

山城 弘美 玉城 千夏 山城 満

【職務のために出席した職員】

大城 孝良 国吉 孝

【議事録署名人】

5 番 農業委員 百次 成仁 6 番 農業委員 久保田 政子

【議事日程】

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について

日程第 4 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地
利用集積等促進計画案に係る意見について

令和 8 年 第 1 回 総会 議事録

事務局	これより令和 8 年第 1 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 本日は農業委員 1 名、推進委員 2 名が欠席となっております。 それでは会長よろしくお願いします。 【開会のあいさつ】 それでは令和 8 年第 1 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は 5 番農業委員の百次成仁さん、6 番農業委員の久保田政子さんでお願いします。次回調査委員は、7 番農業委員の久保田隆之さん、8 番農業委員の大城真由美さん、3 番推進委員の玉城千夏さんでお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (7 件) 日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (5 件) 日程第 3 議案第 3 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件) 日程第 4 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について (9 件)
会長	【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 2 ページをお開き下さい。1 番は真栄里の 1 筆で売買による所有権移転であります。2 番は与座の 2 筆で贈与による所有権移転であります。3 番は福地の 1 筆で売買による所有権移転であります。4 番は照屋の 1 筆及び真栄里の 1 筆で贈与による所有権移転であります。5 番は真壁の 1 筆で売買による所有権移転であります。3 ページをお開き下さい。6 番は真壁の 2 筆で遺贈による所有権移転であります。7 番は潮平の 2 筆で売買による所有権移転であります。説明は以上です。

会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 1 号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第 1 号は可とします。 次に議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは 5 ページをお開き下さい。1 番は国吉の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。2 番は国吉の 1 筆で第 2 種農地で、一般住宅への転用であります。3 番は阿波根の 1 筆で第 1 種農地で、業務用車両の駐車場への転用であります。4 番は阿波根の 1 筆で第 1 種農地で、資材置場への転用であります。6 ページをお開き下さい。5 番は新垣の 1 筆で第 2 種農地で、駐車場への転用であります。説明は以上です。
会長	現場調査員の報告をお願いします。
委員	7 ページをお開きください。申請地は、集落内に位置し、住宅、雑種地等で囲まれた第 2 種農地であります。そのため、一般住宅 への転用は問題ないものと判断しました。 9 ページをお開き下さい。申請地は、集落内に位置し、住宅、雑種地等で囲まれた第 2 種農地であります。そのため、一般住宅 への転用は問題ないものと判断しました。 11 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、業務用車両の駐車場への転用は問題ないものと判断しました。 13 ページをお開き下さい。申請地は、第 1 種農地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外の集落接続に該当するため、資材置場への転用は問題ないものと判断しました。

	15 ページをお開き下さい。申請地は、山林、原野に囲まれた生産性の高くない第2種農地であります。そのため、業務用車両の駐車場への転用は問題ないものと判断しました。説明は以上です。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし
会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第2号は可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	異議なしと認め、議案第2号は可とします。 次に議案第3号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	それでは17 ページをお開き下さい。2件読み上げて説明。
会長	只今の案件について、同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第3号は同意とします。 次に議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に係る意見について事務局説明願います。
事務局	それでは22 ページをお開きください。7-68～7-76 まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、質問があればよろしくお願いします。
委員	質問なし

会長	質問がないようですので、お諮りします。議案第 4 号については可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	異議なしと認め、議案第 4 号は可とします。 本日の案件は以上です。 これで本日の総会を終了いたします。 5 番農業委員 百沢 成仁 6 番農業委員 久保田 政子